

議案第30号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

北本市中央公民館及び北本市立中央図書館

2 指定管理者として指定するもの

a c T r C北本ネットワーク

代表構成員 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 岡本 潮

構 成 員 東京都文京区大塚3丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 渡辺 太郎

構 成 員 東京都目黒区下目黒1丁目1番11号

アクティオ株式会社

代表取締役 鈴木 悟

3 指定の期間

平成27年1月1日から平成30年3月31日まで

平成26年6月5日 提出

北本市長 石津賢治